



RIVIERA JAPAN MELGES WEEK 2016

共同主催：日本メルジェス協会・リビエラマリンクラブ

協 力：株式会社J.F.P

開催場所：葉山港（神奈川県三浦郡葉山町）

帆走指示書 Sailing Instruction

1.適用規則

1.1.セーリング競技規則2013-2016（Racing Rules of Sailing）に定義された規則を適用する。

1.2.International MELGES 20クラス規則を適用する。

a)規則B.4.1は適用しない。

1.3.セーリング装備規則（Equipment Rules of Sailing）を適用する。

1.4.全ての競技者はレース中、衣服の着替えや調節時を除き、個人浮揚用具を身につけなければならない。ウェットスーツやドライスーツは個人浮揚具に含まれない。これはRRS40を変更している。

2.競技者への通告

2.1.競技者への通告は、葉山港レガッタ運営室に設置された公式掲示板に掲示される。

3.帆走指示書の変更

3.1.帆走指示書の変更は、それが発効する当日の8：00までに掲示する。ただし、レース日程の変更は

発効する前日の18：00までに掲示する。

4.陸上で発する信号

4.1.陸上で発する信号は、レガッタ運営室前に設置されたポールに掲揚する。

4.2.陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「40分以降」と置き換える。

5.日程

5.1.日程概要

11月3日（木） 10:00-16:00 受付

17:00 艇長会議

11月4日（金） 10:25 当日最初の予告信号

11月5日（土） 07:45-08:00 スキッパーズブリーフィング

09:55 当日最初の予告信号

11月6日（日） 07:45-08:00 スキッパーズブリーフィング

09:25 当日最初の予告信号

13:00 以降に予告信号は発せられない。

18:00 レガッタ表彰式 ※葉山港事務所3階

5.2.全9レースを予定する。

5.3.一日あたりのレース数は最大4レースとする。

5.4.レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低2分以前に、音響

1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

6.クラス旗

6.1.クラス旗は以下の通り。

MELGES 20 色：ピンク



7.レースエリア

別添-1 を参照。

8.コース

8.1.全クラス、ウインドワード・リーワードコースの4レグとする。(別添-2 を参照)

8.2.予告信号より前に、風上マーク1のおおよそのコンパス方位と距離をレース委員会艇に掲示する。

8.3.レース委員会は、風上マーク1のおおよそのコンパス方位と距離のアナウンスを VHF 72ch で行う。通信の遅れや誤り、通信の失敗または聞き取れない場合、レース委員会への救済を求める根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

9.マーク

9.1.スタートおよびフィニッシュ・マークはオレンジ色円筒形マークとする。

9.2.風上マーク1 および風下マーク3 は、ピンク色円錐台形マークとする。

9.3.オフセットマーク2 は、黄色円筒形マークとする。

9.4.コースを変更する場合、風上マーク1 に置き換えられるマークはオレンジ色円筒形、オフセットマーク2 に置き換えられるマークは黄色円筒形マークとする。風下マークの変更は行わない。

10.スタート

10.1.スタート・ラインはスターボードの端にあるオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポールとポートの端にあるスタート・マークの間とする。

10.2.スタートはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とする。予告信号にはクラス旗を用いる。

10.3.スタート信号後4分までにスタートできなかった艇は、審問無しに「DNS(スタートしなかった)」と記録される。RRS付則A4.2の変更。

10.4.レース委員会は、リコールもしくはゼネラル・リコールのアナウンスをVHF72chで行う。アナウンスの遅れや誤り、通信の失敗または聞き取れない場合、レース委員会への救済を認める根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

11.コースの次のレグの変更

11.1.コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

12.フィニッシュ

12.1. フィニッシュ・ラインはオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇のポールとフィニッシュ・マークの間とする。

13.ペナルティ

13.1.RRS44.1を変更し、「2回転ペナルティ」を「1回転ペナルティ」に置き換える。

ただし、回航マークでの「ゾーン」に関する違反は2回転ペナルティを履行しなければならない

い。

13.2.風上マークのゾーン内（RRS31 および RRS42 を含む）で違反した場合、オフセットマーク回航後かつジェネカーホイスト前にペナルティを履行してもよい。これは RRS44.2 を変更している。

ただし、風上マークでコース短縮となった場合、この限りではない。

13.3.RRS42 に関する違反は付則 P を適用する。

14.タイム・リミットと目標時間

14.1.タイム・リミットと目標時間は、次の通りとする。

クラス	目標レース時間	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット
MELGES 20	60 分	90 分	25 分

マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止する。

目標時間通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

14.2.先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「DNF（フィニッシュしなかった）」と記録される。これは RRS35、付則 A4、A5 を変更している。

15.抗議と救済要求

15.1.抗議書は大会本部で入手できる。

抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に大会事務局に提出されなければならない。

15.2.抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から90分以内とする。

15.3.審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後15分以内に審問開始予定時間と審問場所を公式掲示板に掲示する。

15.4. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき伝えるために公式掲示板に掲示する。

15.5. 帆走指示書 13.3 に基づく規則 42 違反に対するペナルティを課せられた艇のリストは、掲示される。

15.6. 帆走指示書 1.4、17、21、22、23、24、25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は RRS60.1(a)を変更している。これらの違反に対してプロテスト委員会が裁定した場合には、失格より軽減することができる。

15.7. レースを行う最終日、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合、抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後、30 分以内。

この項は、RRS66 を変更している。

15.8. レースを行う最終日、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは RRS62.2 を変更している。

15.9. プロテスト委員会の判決を最終とする。これは RRS70.5 を変更している。

16. 得点

16.1. 低得点方式とする。

16.2. シリーズが成立するためには、3 レースを完了することを必要とする。

16.3. (a) 6 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、全レース得点の合計とする。

(b) 6 レース以上成立した場合、最も悪いレース除外したレース得点の合計とする。

17. 安全規定

- 17.1.レースをリタイヤした艇（RET）はできるだけ早くレース委員会艇に伝えなければならない。
- 17.2.レースエリアに行かなかった艇（DNC）はできるだけ早く大会事務局に伝えなければならない。
- 17.3.レースに参加した艇は、当該日の最終レース終了後、2 時間以内に大会事務局に帰着申告しなければならない。ただし、最終日のレース終了後は時間内に大会事務局に電話にて帰着申告も可とする。

（大会事務局連絡先：090-4936-7118）

18. 装備の交換

- 18.1. 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会もしくはプロテスト委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

19. 装備と計測のチェック

- 19.1. 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会艇



審判艇



報道艇



21. 支援艇

21.1.IM20CR1.4 に従う。

21.2.最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイヤするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、レースエリアの外側にいなければならない。

21.3.支援艇は大会事務局より以下の旗を受け取ること。



22.ごみの処分

22.2.艇はごみを水中に捨ててはならない。

23.上架の制限と泊地

23.1.全ての艇は11月3日（木）17:00まで下架しなければならない。

23.2.以下理由により、期間中の上架を認める場合もある。

a)レースコミッティーによる事前の許可がある場合。

b)緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務がある。

23.3.全ての艇はハーバーの所定のドッグに係留しなければならない。

24.水中呼吸器具およびプラスチックプールの使用

24.1.水中呼吸器具およびプラスチックプールまたは類するものは最初のレースの準備信号からレガッタ終了まで、艇の周辺で使用してはならない。

25.無線通信

25.1.緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。

26.賞

レース公示を参照のこと。

27.責任の否認

27.1.参加者は自分自身の責任でこのレースに参加し、レースに参加するか否か、レースを続けるか、の決定はその艇自身にある。RRS4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害、または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

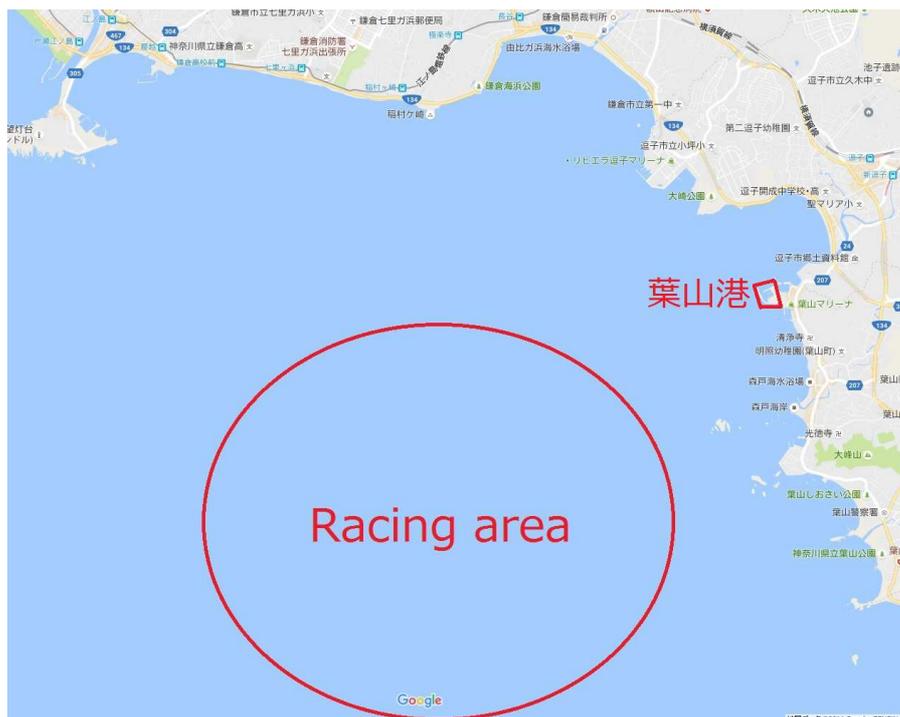
28.保険

28.1. 全ての参加艇はひとつのケースにつき、50,000 千円以上の有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

29.大会事務局

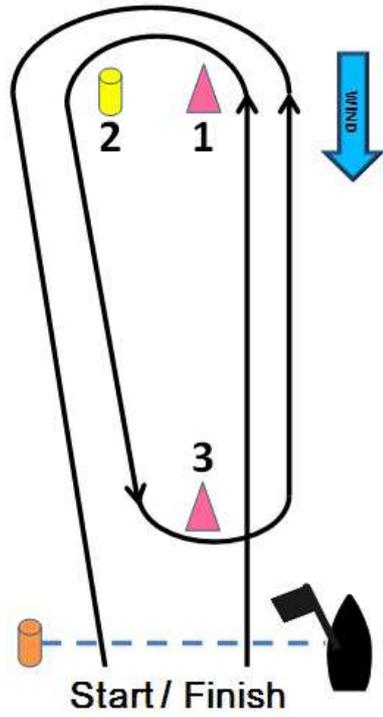
29.1.大会事務局は、葉山港レガッタ運営室に設置する。(別添-3 参照)

【別添-1】



【別添-2】

スタート-1-2-3-1-2-フィニッシュ



【別添-3】

